

一人親方を守る保険制度

豊田商工会議所一人親方労災組合

一人親方労災保険 特別加入制度の活用を!



建設業を営む一人親方の皆様は、工作中や通勤途中に災害を受けた場合でも、元請会社が加入している労災保険では補償されません。

いざというときのために、一人親方労災(一人親方等特別加入制度)に加入していれば安心です。

一人親方とは?

労働者を全く使用しない経営者・事業主などです。

(労働者を使用していても通年雇用ではなく、年間100日未満である場合でも一人親方とみなされます。)

加入対象者

- ① 建設業(大工・左官・トビなど)を行っている一人親方及びその家族従事者
- ② 豊田商工会議所会員で豊田労働基準監督署管内の事業所の方

労災保険料

- ① 労災保険料は加入時一括前納、継続の場合も指定日までに次年度分を一括前納
- ② 労災保険料率は、一律 19/1,000 (年度途中加入の場合は月割)
- ③ 給付基礎日額 6,000円～25,000円より希望基礎日額を選択 (裏面を参照ください)

補償内容

- ① 業務災害・通勤災害による傷病等について保険給付されます。
- ② 選択した給付日額により、補償額が変わります。

療養(補償)給付	休業(補償)給付	傷病(補償)給付
障害(補償)給付	遺族(補償)給付	埋葬料・葬祭給付
介護(補償)給付		

その他

労災保険料の他に次の経費が必要です。

- ① 豊田商工会議所 年会費 個人：6,000円 法人：9,000円～
- ② 事務手数料 年間 6,000円(税込)
- ③ 委託会員証明書発行手数料 1,000円(税込)

手続きの際に必要なもの

- ① 住民票(個人)、登記簿謄本(法人)
- ② 労災保険料、事務手数料、委託会員証明書発行手数料
- ③ 会費等引落しご希望の通帳、印鑑
- ④ 商工会議所年会費(申込時非会員の方のみ)

手続き・問合せ先

豊田商工会議所一人親方労災組合(豊田商工会議所本所1階) 担当まで
〒471-8506 豊田市小坂本町1-25 TEL0565-32-4593 FAX0565-32-1000